

ビジネスサポートなごの **2**

FEBRUARY 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

明和フーズ株式会社
代表取締役会長

遠藤 正文氏

Masafumi Endo



明和フーズ株式会社

須坂市福島412-1

TEL 026-248-7051

FAX 026-248-7052

設立 昭和61(1986)年9月

資本金 1,800万円

業種 レストランの経営、餃子等加工食品の製造及び卸売り、食料品並びに日用雑貨品の販売、飲食店の経営指導

大切なのは質を高め、維持していくこと。

「このままでは2年以内につぶれる」

明和フーズ会長の遠藤正文さん(60)が経営の危機を感じたのは6、7年前。経営する「くるまやラーメン」のほとんどの店でスープの味が塩辛くなっていたのだ。「調理人も気付かないうちに味が少しずつ変わってしまうことがある。お客様は味に敏感。2度来ておいしくなかったら、もう2度と来てくれませんから」。辛いスープの火加減に原因を突きとめ、1、2年かけて元の味に戻すことができた。

遠藤さんは信大を中退し、ファストフードのフランチャイズ(FC)店を展開する会社に就職。スーパーバイザーとして県内及び近県の店舗運営指導に飛び回った。しかし、「発見、創造が好き。マニュアルに縛られるのはいやだ」と、自ら飲食店の経営をめ

ざして独立。その年(1986年)の12月、仕事で甲府に行くたびに食べていた、大好きなくるまやラーメンのFC店を長野市内にオープンする。その後、「くるまやラーメン」(6店舗)、「おおぎやラーメン」(4店舗)、「麺屋てっぺん」の出店、餃子はもちろん、キムチやカレーにいたるまで手作り、自家製にこだわりながら事業を拡大してきた。そんな中で起きたのが先の事件だった。

同社が経営するくるまやラーメンは、本部から支給される麺やみそなどを除き、すべて手作りにこだわる。調理にはオイルの使用を控え、野菜たっぷりの健康志向に合ったラーメン、定食など豊富なオリジナルメニューも好評だ。

遠藤さんは現在、経営面は後継者に任せ、自らは会長として新商品の

開発や、味、接客サービスなど各店舗の品質管理に専念。定期的に各店舗を回り、味を守る。「飲食店は提供するメニューの質を高め、それを維持していくことが何より大切」と遠藤さん。つねに味に敏感でいたいと酒、たばこをやめた。

「店を増やしてきたのは、会社の利益を追求するためではなく、力をつけてきた若い人がその力を発揮できる場を作りたいという気持ちから。まず人ありきなんです。今後は店舗数を増やすことより、店の味とサービスの質を極めていくことに力を注いでいきたいですね。そのためには、うちで働いてくれている人には、会社や上司よりお客様を大切にする人でいてほしい」。これまで食一筋でやってきた遠藤さんの仕事に対するこだわりだ。

回 覧

CONTENTS

FEBRUARY 2014

2

表紙写真

経営者シリーズ

明和フーズ株式会社 代表取締役会長

遠藤 正文 氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所
著作権について(5)

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

5

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

ハラスメントにおける相談担当者の重要性
その②

6

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

第35回 設例を用いた分析～原価管理とCF～

7

スポーツNOW

Business Information
Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

2月の予定

1 日	15 日	法人会落語寄席(安茂里部会)
2 日	16 日	
3 月	17 月	
4 火	18 火	次世代経営者育成セミナー
5 水	19 水	
6 木	20 木	決算説明会(3月決算法人対象) 長野市との法人市民税に関する意見交換会
7 金	21 金	
8 日	22 日	
9 日	23 日	
10 月	24 月	
11 日	25 火	
12 水	26 水	経営相談室 中条部会経営実務研修会
13 木	27 木	経営相談室 特定法人研修会
14 金	28 金	企業対抗ボウリング大会

事業レポート

税制改正への活動

法人会では公平・公正な税制の実現に向け、陳情や請願、要望といった様々な活動をしています。近年は、国税に関する働きかけだけでなく、より身近な地方税への取り組みに力を入れています。

中でも法人市住民税に関する活動が中心ですが、現在、長野県及び法人会管内では長野市と須坂市が標準税率を超えた税率での課税がなされています。12月には阿部知事、三木須坂市長へ要望書を提出するなど、知事・市長・議会、関係部署への積極的な働きかけをしています。

2度の要望活動を経て桐澤税制委員長は「4月から消費税率の変更を控え、国と地方の配分の問題等様々な課題がありますが、一日でも早く税率が引き下げられるよう、粘り強く活動して参ります」と語りました。

なお、今月号に税制改正に関するアンケート調査用紙を同封しています。お手数ですがご協力をお願いいたします。



山浦会長(当会)による阿部知事への要望



三木市長へ要望書を手渡す神林副会長(須坂部会長)

3月の予定

1日	16日
2日	17日
3日	18日
4日	19日
5日	20日
6日	21日
7日	22日
8日	23日
9日	24日
10日	25日
11日	26日
12日	27日
13日	28日
14日	29日
15日	30日
	31日

ランキング

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方
継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcにぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!
人気ランキングベスト4

① 軍師官兵衛に学ぶ 戦わずして勝つ

経営コンサルタント 福永 雅文 氏

2014年NHK大河ドラマの主人公「黒田官兵衛」。織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三つの政権交代の荒波をくぐり、筑前福岡52万石の大名となった官兵衛は、信長と秀吉の名参謀として知られている。信長、秀吉、家康の栄華の立役者として活躍した軍師官兵衛の生き様から、ビジネス戦国時代と呼ばれる現代の経営者たちは何を学べるのか。企業の勝ち残りを指導する気鋭の経営コンサルタントが、「戦わずして勝つ」軍師官兵衛の思想・哲学を語る。

② ヒット商品開発の現場 日本が誇る世界食

インスタントラーメン誕生の裏舞台

元日清食品ホールディングス(株)

知的財産部部長 加藤 正樹 氏

いまや世界中で食べられているインスタントラーメン。「ヒット商品」を世に送り出す過程には多くの難題や苦難がある。商品の企画・開発以外に裏側から支える知財戦略や訴訟戦略、あるいは侵害品や模倣品対策などが必要になる。チキンラーメンの育ての親が即席めん誕生の歴史と「ヒット商品」の舞台裏のすべてを解き明かす。

③ 韓国女子ゴルフはなぜ強いのか?

～国際舞台で大活躍の急成長、その競争力の秘密～

経営コンサルタント フリーライター

李 相勲(い さんふん) 氏

近年、急成長を見せる韓国女子ゴルフ。バクセリ選手などスター選手を輩出し続けられるのは一体なぜなのか。その秘密には、グローバル社会にも通じる競争力の強化があるという。韓国出身の講師、李相勲氏が、ビジネス的な視点も交え解説する。

④ 決算する法人向けセミナー

～決算時に必ず知っておきたい留意点

税理士 登録政治資金監査人

伯 道夫(はく みちお) 氏

このセミナーでは、決算を迎える法人が、必ず知っておきたいポイントを解説する。決算書で使われる用語の説明や決算期に慌てないための事前準備などのコツなど、初めての決算を迎える法人の方はもちろん、初めてではない法人の方にも、きっと役に立つ、決算の留意点をわかりやすく解説。

ID: hj0901 パスワード: 0011

視聴
無料

決算説明会

3月決算法人対象

開催日時

2月6日(木)

10:00～11:30 13:30～15:00

会場

若里市民文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

3月18日(火)

10:00～11:30

ホクト文化ホール

法人会
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日
税務・労務相談は都度実施
詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

2月12日(水)
26日(水)

10:00～12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276 会議所ビル 3F
TEL026-227-0011

相談員

弁護士

※労務・税務に関しては相談案件があった場合
に各専門家と相談の上、日程調整いたします。

費用

会員＝無料、会員以外＝5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 倉崎 哲矢
倉崎法律事務所



著作権について(5)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

さて前回は、「地図」の著作物性という問題点についてお話させて頂きましたが、今回は「ビデオゲーム」の著作物性が問題となった裁判例、いわゆる「パックマン事件」（東京地裁昭和59年9月28日判決）をご紹介します。

事案は、被告が、著作権者である原告の許可無く複製された「パックマン」というビデオゲームが格納されたゲーム機（映像がディスプレイ（本件ではブラウン管）に表示され、音楽や効果音がスピーカーから発せられるもの）を自身が営業する喫茶店に設置しゲーム映像を表示させたというものであり、被告のこの行為が原告の著作権を侵害しているのではないかが問題となりました。

この点に関し、著作権法上列挙されている著作物の類型の中に「ビデオゲーム」という文言はありません。

しかし著作権法は、著作物の一類型として「映画の著作物」を掲げており（10条1項7号）、本裁判では、この「映画の著作物」に本件のパックマンが該当し、著作物として保護されるのではないかと争われました。

この点著作権法は、この「映画の著作物」に「映画」の

他に「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」を含むとも規定しているので（2条3項）、裁判ではこの条文の要件に本件のパックマンがあてはまるかが検討されました。

裁判所は、まず2条3項所定の「視覚的」効果とは、映写される映像が動きをもって見えるという効果であると解釈した上で、「パックマン」は、テレビと同様に映像をブラウン管上に映し出し、60分の1秒ごとにフレームを入れ替えることにより、その映像を動いているように見せるビデオゲームであるとして、映画の効果に類似する視聴覚効果を生じさせる方法で表現されているとしました。

次に2条3項所定の「物に固定されている」とは、映画フィルムの場合に限らず、磁気テープや、その他の物に固定されていてもよいとした上で、「パックマン」のブラウン管上に現れる動きをもって見える映像は、ROMの中に電気信号として取り出せる形で収納されることにより固定されているとして、結論として「パックマン」は、「映画の著作物」に該当すると判断しました。



今月の売れ筋10冊

2013.12/1～12/31
平安堂長野店 提供

- 1 ゼロ ■堀江貴文／著 ダイアモンド社 1,400円
- 2 統計学が最強の学問である ■神原英資／著 ダイアモンド社 1,600円
- 3 何があっても、だから良かった ■青木擴憲／著 PHP研究所 1,500円
- 4 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイアモンド社 1,400円
- 5 人とお金 ■斎藤一人／著 サンマーク出版 1,600円
- 6 野生の教育論 ■野村克也／著 ダイアモンド社 1,500円
- 7 日本でいちばん大切にしたい会社4 ■坂本光司／著 あさ出版 1,400円
- 8 完訳 7つの習慣 ■S.R.コヴィー／著 キングベア出版 2,200円
- 9 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送／著 あさ出版 1,400円
- 10 マッキンゼー ■ダフ・マクドナルド／著 ダイアモンド社 2,400円

今月の一冊



野生の教育論

野村克也 著 ダイアモンド社
1,500円（本体価格）

昨年の楽天の日本一を支えた田中将大投手の「連勝記録の世界新」はいかにして生まれたのか？ 本書は、「闘争心なき者に、将来性なし！」と説く、不動の監督の教育法。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 (番外編②)

本年(H26)4月1日から消費税等の税率引き上げに伴う経過措置などの留意点について前回まで3回にわたって説明いたしました。

そこで今回は、税率引き上げに伴う消費税の転嫁対策について、その概要を説明いたします。

2. 消費税の転嫁対策措置の概要

税制抜本改革法は、前回(H9.4)の消費税率引き上げ時の反省も踏まえて、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じることがないように、徹底した対策を講じるものとしています。(改正法7①-ホ)

これを受けて、平成25年6月5日、企業などの事業者が、増税分を商品やサービスの価格に円滑に転嫁できるようにするための消費税転嫁対策特別措置法が創設されました。(H25.6.12公布)

この消費税転嫁対策特別措置法は、平成29年3月31日までの時限措置として、既に昨年(H25)10月1日から施行されています。

そして、消費税転嫁対策特別措置法(以下、「同措置法」という)は、転嫁拒否のほか消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずる行為の是正を図るため、次の4項目の特別措置を掲げています。

- (1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- (2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- (3) 価格の表示に関する特別措置
- (4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

これら上記(1)～(4)の概要について、以下順次説明いたします。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

転嫁拒否等の是正措置として、平成26年4月1日以後、特定事業者(大規模小売事業者等)は、特定供給事業者(個人事業者や資本金3億円以下の法人等)との取引に関して、次の行為が禁止されます。(同措置法2①②、3)

- ① 購入する商品等の対価の額を減じたり通常より低く設定したりして、消費税の転嫁を拒むこと
- ② 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品の購入や金銭等の提供を要求すること
- ③ 税抜価格での交渉を拒むこと
- ④ 上記の事実を公正取引委員会等へ通報したことに対する報復行為
つまり、消費税率が上がったにもかかわらず、正当な理由もなく購入価格を据え置くなどの転嫁拒否等の行為を禁止しているということです。

なお、上記①～④の行為防止及び是正のために、特定事業者に対し、公正取引委員会などによる指導・勧告・勧告したことの公表・帳簿等物件の検査等ができることとされているほか、検査を拒んだ場合等には、50万以下の罰金に処せられます。(同措置法4、6、15、21)

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

転嫁を阻害する表示の是正措置として、平成26年4月1日以後、

次の表示等が禁止されます。(同措置法8)

- ① 商品価格に消費税を転嫁していない旨の表示
- ② 消費税額を対価の額から減ずる旨の表示(消費税との関連を明示しているもの)
- ③ 消費税に関連して利益を提供する旨の表示

つまり、消費税(又は税)との関連を明示させるようなもの、例えば、「消費税還元セール」「消費税5%据置きセール」などと表示されたものはダメということです。

なお、上記①～③の行為防止及び是正のために、上記(1)における指導・勧告・勧告したことの公表についての定めが準用されている(同措置法9)ほか、帳簿等物件の検査等ができること(同措置法15②)や、検査を拒んだ場合等には、50万以下の罰金に処せられることも同様です。(同措置法21)

(3) 価格の表示に関する特別措置

総額表示が義務付けられる表示であっても、税率引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときにおいて、表示する価格の誤認防止措置を講じている場合には、税抜(本体)価格による表示が時限的に容認されることになります。(同措置法10①)

ただし、出来るだけ速やかに、本来必要な税込価格表示に戻すべき努力義務を求めています。(同措置法10②)

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、本体価格又は消費税等の額を表示するものとしています。(同措置法10③)

つまり、消費税率引き上げに際して、必要があれば時限的に税抜(本体)価格表示を認めるが、消費者が商品等を選択する段階で税抜価格表示であることが認識できるように、店内等に明示する必要があるということです。

(4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

私的独占禁止法の規定は、公正取引委員会に届出をして行う次の共同行為については、適用されません(参加企業の2/3以上が中小事業者である場合に限り)。(同措置法2③、12)

- ① 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(転嫁カルテル)
- ② 表示の方法の決定に係る共同行為(表示カルテル)

また、一定の組合は、組合の事業としてこれらの共同行為(転嫁及び表示カルテル)をすることができるものとしています。(同措置法13①)

つまり、中小の事業者が中心となって、消費税を転嫁することに關する一定のカルテルについては、これを認めるということです。

なお、詳細については、公正取引委員会・消費者庁・財務省のホームページや関与税理士などにご確認願います。

税務署からのお知らせ

確定申告書の
提出はお早めに

申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税… **3月17日(月)**
個人事業者の消費税・地方消費税… **3月31日(月)**

申告納税を利用の方【口座振替日】

所得税… **4月22日(火)**
消費税… **4月24日(木)**

■申告書の作成は■

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!!

★画面の案内に従って入力すると、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色決算書などを作成できます。

★作成したデータは、そのままe-Taxを利用して送信でき、印刷して税務署に提出(郵送)することもできます。

★e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。有効期限は3年間です)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

■申告会場■

長野税務署の申告会場は、ビッグハット隣、**長野市若里市民文化ホール**(所在地:長野市若里3丁目22番2号)です。

開設期間 2月12日(水)～3月17日(月)

受付時間 午前9時～午後4時(土・日は除く。ただし、2月23日と3月2日の日曜日に限り、用紙の配布、申告相談及び確定申告書の受付を行います)

★上記期間、長野税務署には確定申告書を作成するための会場は設けていません。

★若里市民文化ホールへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。

★申告書を郵送される方は、長野税務署あて(〒380-8612長野市西後町608-2)をお願いします。

詳しい情報はe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jpへ

●お問い合わせ 長野税務署 TEL026-234-0111(自動音声案内)

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカス)



傳田清一社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

ハラスメントにおける相談担当者の重要性…その②

平成25年12月号で取り上げました「相談担当者の重要性その①」に続き、今回はその②として、ハラスメントの行為者へのヒヤリングの心得と個別措置さらに懲戒処分時の注意点につき考えます。

行為者へのヒヤリングの心得

- ① 行為者といえども人格を否定することなく「ハラスメントの行為」がいかに人の尊厳を傷つけるものであるかを理解してもらう
- ② 「罪を憎んで人を憎まず」の精神で
- ③ 相性や組み合わせとハラスメントに対する認識不足である場合もあるので傾聴に徹する姿勢も必要

行為者へのヒヤリング

- ① 事前準備(被害者から行為者の事情聴取をすることの確認・許可をもらってあるか)
- ② 被害者が「何を望んでいるのか」を明確にしたうえで、行為者への聴取に入る
- ③ 事実確認の目的を説明し、問題解決のためのものであることを理解してもらう。時にはセクハラやパワハラの定義や法的な位置づけも説明することもある
- ④ 被害者が望めば、調査段階といえども被害者と接触を禁止することも命令する。個人的に伝えることがあれば相談窓口又は調査委員会を通すことを伝える
- ⑤ 行為者側のメンタル面・健康面にも配慮し、場合によっては医療機関を紹介し、通院指導する
- ⑥ 今後の流れについて説明する(調査期間の目安・いつごろ、どこから、どのような方法で伝えられるか)
- ⑦ 報復行為の禁止を伝え、被害者の訴え内容も行為者に秘密を保持することを伝える。これに反した場合は厳重な懲戒処分にすることを伝える
- ⑧ 調査委員会があれば、そのメンバーとの面接も可能であることを伝える
- ⑨ 行為者の話を聴くときは、傾聴に徹し、事実について確認し、復唱することで行為者からの確認をとる
- ⑩ 行為者への事実確認の面接は必ず2名以上で行う
- ⑪ 出来れば、一人は同性の窓口担当者とするべし
- ⑫ 行為者には十分な弁明の機会を与える
- ⑬ 行為者面接記録は必ずとり、行為者に内容の確認をとる

行為者への個別措置について

☆軽微なものと判断した場合

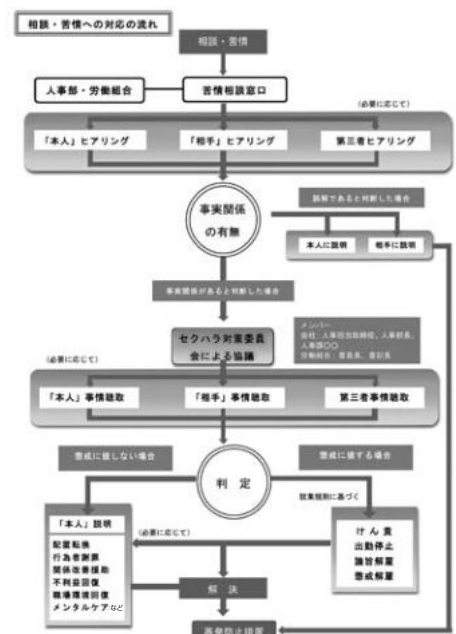
- ① 行為者、あるいは上司に問題行動を控えるように注意を促し、被害者が希望する場合は謝罪をしてもらう
- ② 行為者の上司にその後の行動を観察してもらい、問題のある行動は適宜注意してもらう
- ③ 被害者が望めば、当事者間の関係改善に向け調整する

★悪質な場合と判断した場合

被害者の不利益の回復のため、行為者への懲戒処分(人事異動・けん責・出勤停止・減給処分・諭旨解雇・懲戒解雇)を実施する

右に、ハラスメントにおける相談対応のフローチャート載せましたので、ご参考にしてください。

最後に、ハラスメントは起きてしまってからでは遅いことを認識し、常に未然防止に努めるとともに、ハラスメント研修を実施し、コミュニケーション維持向上に努力することが求められます。



経営者の成長指南

会議はコミュニケーションの場



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

会議が始まったばかりのときは、参加者それぞれの考えや思いはさまざまだろうと思います。また、持っている情報もまちまちであろうと思います。だからこそ、会議を開く必要があるのです。

健全な会議では、それぞれの人の考え、思い、情報が、会議の席上で円滑に交換されます。交換された考え・思い・情報を、お互いに理解し合った状態が第一段階のコミュニケーションです。相互理解の段階です。

さらに話し合いを進めて、考え・思い・情報をお互いに共有する段階まで深めた状態が第二段階のコミュニケーションです。相互共有の段階です。会社では、この段階にたどり着くために、会議を行なっているはずですが。

第二段階のコミュニケーションが成立すれば、みんなの考えが通じ合い、思いが通じ合い、情報

が行き渡ります。いわば、心が一つになります。こうなれば、全員が一丸となって経営・業務に当たることができるわけです。

うちの会社はコミュニケーションが足りないという言葉をよく耳にします。社内でのコミュニケーションが成立しなければ、それぞれの思いや考えはバラバラのままですし、持っている情報もまちまちになってしまいます。

コミュニケーションが足りなくなる原因はいろいろと考えられるのですが、その一つとして会議がコミュニケーションの場になっていないことがあり得ます。折角の機会を生かしきれないのは、もったいない話です。コミュニケーションを深めて、みんなの力をひとつにまとめる会議を実現したいものだと思います。

企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 竹内 信太郎

第35回 設例を用いた分析～原価管理とCF～

2013年11、12月号で取り上げた原価管理や、前月号で取り上げたキャッシュ・フロー（以下、「CF」）分析は、決算時に必ず作成しなければならぬ貸借対照表（以下、「BS」）や損益計算書（以下、「PL」）とは異なり、その実施が制度上必須とされているわけではありません。しかし、原価管理やCF分析からは、損失の要因や利益と資金の違いなどの経営に有用な情報を得ることができます。そこで今回は、原価管理やCF分析から得られる情報を、簡単な設例を用いて確認してみましょう。

【前提条件】

（当期首の状況）

- ・前期に設立されたA社は、製品aを製造するために製造設備を前期末直前に400で購入した。
- ・製造設備は、製品aを最大で年間40単位製造する能力がある。
- ・A社は、製品aを1単位製造するための原価標準を、以下のように見積もった。なお、製造経費の2.5は、製造設備の年間償却額100を、製造可能数量40で除した値である。
原材料10（単価10×消費量1単位）＋製造経費2.5＝12.5
- ・原価標準の12.5に対して利益が出るように、販売予定単価は15とした。
- ・当期首のBSは以下のとおりである。

預金	600	未払金	400
機械装置	400	資本金	600

（当期の状況）

- ・前期に購入した製造設備代金400の支払を行った。
- ・A社は製品10単位の注文を受けた。製品aは受注生産の形をとっている。
- ・A社は製造のために原材料10単位を100で購入（単価10）して代金を支払った。
- ・A社は製品10単位を製造し、150（単価15）で販売したが、期末時点で代金の回収は未了である。

当期に発生した外部との取引が上記のみの場合、実際には当期末のBSとPLは以下ようになります。

BS			PL		
預金	100	未払金	0	売上高	150
売掛金	150	資本金	600	売上原価	200
機械装置	300	繰越利益	△ 50	当期損失	△ 50

利益が出るように売価を設定したつもりが損失となり、預金も100しか残っていません。この原因と来期以降の見通しを、原価管理とCF分析の視点から見てみましょう。

① 損失計上の分析 - 原価管理（原価差異分析）の視点

設例では、実際の製造販売量（10単位）が原価標準設定時の見込み（40単位）を大きく下回ってしまったことが損失計上の原因です。すなわち、減価償却費発生額（100）が製造数によって変動しないのに対し、実際の製造数は見込みより少なかったため、製品1単位当たりの製造経費が2.5→10（100÷10単位＝10）と大きくなり、実際の製造単価が販売単価を上回ってしまったのです（このように、原価差異は見込と実際の稼働状況が異なることから発生します）。

この状況は、製造工程に問題があったのではなく、販売量が足りないために発生したものですので、来期以降は、販売量を増やしていくための施策に優先的に取り組んでいく必要があります。また、同様の設備投資を今後行う際には、必要生産能力の検討を事前により一層行っておくことが重要になります。

② 預金減少の分析 - CF分析の視点

設例の条件で、当期のCF計算書を作成すると以下ようになります。ここから、当期の預金の大幅な減少は、前期に購入した製造設備（400）の代金支払が大きな要因であることが分かります。

		CF
営業CF	△ 100	
投資CF	△ 400	
財務CF	0	
当期減少額	△ 500	
期首残高	600	
期末残高	100	

今回はごく簡単な例を用いましたが、このような分析を行うことで、BSやPLの分析だけでは明らかにならない部分が見えやすくなってきます。特に、決算時のBSやPLと、実際の経営の中での業績や財政状態に対する感覚にズレがあるような場合には、その原因を明らかにし、解消に繋げるための有用な方法の一つだと言えるでしょう。

スポーツNOW

第11回

長野の資源を活かしたスポーツの発展

今月7日に開幕するソチオリンピック・パラリンピック。県内からも多くの代表選手が出場予定であり、日本人選手の活躍が期待される。またそれと同時に、各種目世界でのトップクラスの技術が見られるのも楽しみとなっている。

オリンピック・パラリンピックでの選手の活躍を通して、（携っている方には申し訳ないが）マイナーとされる競技が目玉されたり、そのスポーツへの興味が高まることを期待したい。事実、今回ノルディックスキー・ジャンプ複合競技代表の渡辺暁斗選手は長野五輪でのラージヒル日本選手の金メダル獲得を実際に会場で見たことがジャンプ競技を始めるきっかけだったそうで、こうした次代への刺激は重要だと考える。

長野県とりわけ北信は有名なスキー場が数多くあり、環境としては申し分ないのだが、近年学校での部活存続が危ぶまれている状況と聞いた。中には部活そのものがなくなってしまった事例があるという。そ

の結果、有望な選手はその競技継続のため、新潟や北海道といった他県へ流出してしまっているという現状がある。これはスポーツ全般の道具にも言えることと常々感じている。例えば、長野は山に恵まれているので登山やスキー・スノーボードのメッカとも言えるが、その道具となると首都圏に集中している。スポーツの場はここだが、その道具はここにはない。現代はネットでも購入できる環境が充実しているが、やはり競技となると実際に目で見て触れて確かめたいもの。観光資源として首都圏からの誘致はもちろんだが、どうせなら地元の人こそが楽しめるようになってほしいと思う。

〔文責：事務局 伊藤〕

■事務局では「あの会社にこんな選手がいる」「ウチのスタッフがあの選手の内身だ」等々情報提供をお待ちしております。



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション

Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

明るく楽しい
女性たちが、
お・も・て・な・し!



ボウリング大好きなママもお待ちしております。

Lounge
Lady A

長野市権堂町1449-20 ニューゴンドービル1F

TEL.026-233-8252

20:00~25:00

日曜休

★90分飲み放題
(焼酎・ウィスキー)

3,000円



酒、味わい、
ぬくもり。
須坂駅前に、
山頭火あり。

全国の地酒、旬の日本酒、各種取り揃えています。
名物もつ煮など、手作り料理も自慢です。

酒房 山頭火

須坂市馬場町1274-6 TEL.026-246-1650

17:30~23:00 不定休

★ランチ(金・土のみ) 11:45~13:30

「聖澤 諒」と
一緒に長野を
盛り上げよう!



旬逢居酒屋



HASHIRA

OPEN 17:00~24:00



茹でタン ¥880

たんシチュー ¥880

焼きタン ¥780

長野駅から徒歩30秒!



旬逢居酒屋 hashira



いいね!

長野市南千歳 1-27-2 沢屋ビル 2F

TEL 026-225-8468



Tea Room



- アベノミクス、アベノミクス、アベノミクス
- 景気上向き、上向き
- だが、だが、いつだろう我々のところに
- 実感がくるのは。

不況、不況の時こそ会社発展の好機である。
何が正しいか、何か改革せよ、事を起こせ、
学ぶ心があれば繁栄の一步である。

松下幸之助氏語録である。新春講演会で
の話。

今年こそ、今年こそと思う。



清水 巖